



2026(令和8)年度 事業計画



社会福祉法人

東京育成園

児童養護施設 東京育成園

里親支援センター ともがき

オリーブア保育園

I.基本理念と事業

「子ども中心主義」

聖書が示す「わたしの兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたのは、わたしにしてくれたことなのである。」(マタイ福音書 25 章 40 節)の聖句が、当園の理念の土台です。

当園は、このイエス・キリストの言^{ことば}に真摯に応答し、最も小さい者のひとりである子ども達をありのまま受容し、愛することを使命としています。当園の事業の理念は、この聖書の言^{ことば}を基に、加えて「児童権利条約」、「児童福祉法」、「児童憲章」の理念を大切に、「子ども中心主義」という言葉で表しています。

当園の事業の目的は子ども達の幸せを創造するためにあります。そのためには常に、子どもを敬愛し、尊厳、人権を尊び、子どもの想いや言葉にできない願いを受け止め、事業の全てが「子どもの最善の利益」につながるものであることに努め、子どもとその養育者を含めた幸せが実現できるように取り組みます。その実現のために常に専門性を高めることに努め、自己改革(イノベーション:innovation)を怠らず、神様から委ねられた子ども達の健全育成のために事業を発展させていきます。

「子ども中心主義」の理念を実践に具現化するために、次の3原則を明確にしています。

原則1：子どもの福祉を護る。

原則2：専門性の向上に努める。

原則3：職員が意欲的に活躍できる環境を整える。

最初に、原則3の職員の処遇向上に務め、報酬の改善、労働基準法順守と快適な職場環境の創造に努力し、ワークライフバランスが守られることにより、原則2の職員が専門性向上へ意欲的に取り組み、子どもの最善の支援の発展を常に視点をおいた実践が行われ、原則1の子どもの最善の福祉の実現が行われると考えています。これらの理念を実践する当法人の事業は次の通りです。

1. 第一種社会福祉事業

(1) 児童養護施設東京育成園の運営(総定員 55 名)

①本園

定員 30 名 所在地：東京都世田谷区上馬 4 丁目 12 番 3 号

以上 本体施設 定員 30 名

②ヒソップホーム 地域小規模型児童養護施設(国型グループホーム)

定員 4 名

③さくらホーム 地域小規模型児童養護施設(国型グループホーム)

定員 4 名

④マナの家 地域小規模型児童養護施設(国型グループホーム)

定員 4 名

⑤凧の家 地域小規模型児童養護施設(国型グループホーム)

定員 5 名

⑥シオンの家 地域小規模型児童養護施設（国型グループホーム）

定員 4名

⑦カナンの家 地域小規模型児童養護施設（国型グループホーム）

定員 4名

以上 地域小規模型児童養護施設 定員 25名

総定員 55名

2. 第二種社会福祉事業

(1) オリービア保育園の運営

定員：60名 所在地：東京都世田谷区上馬4丁目12番3号

(2) オリービア保育園一時預かり事業（ほっとステイぽっぽ）の運営

定員：7名 所在地：東京都世田谷区上馬4丁目12番3号

(3) 里親支援センター「ともがき」（里親支援制度）の運営

①リクルート事業 ②トレーニング事業 ③マッチング事業

④養育支援事業 ⑤里子自立支援

所在地：東京都世田谷区上馬4丁目12番3号

3. 公益事業

(1) フォスタリング事業（養子縁組包括支援事業）

4. 地域における公益的な取組

(1) 東育子ども・子育て研究所の運営

所在地：所東京都世田谷区上馬4丁目12番3号

Ⅱ.法人の運営の柱「第5期5カ年事業計画 New Project21」

[第1期:2002年4月1日、第2期:2009年4月1日、第3期:2014年4月1日、第4期:2019年4月1日、第5期2024年4月1日～2029年3月1日]

子ども家族福祉と呼ばれる今日、児童養護施設、里親制度推進、保育園において、子どもと親、家族を包括した支援が求められています。地域福祉に視点をおいて取り組みます。

児童養護施設は措置児童と家族の危機的な状況の間において支援する利用型施設にニーズ変化している事に対応し、短期に元の家族に復帰できるように進めます。一方、家庭に帰る事が出来ない子ども達には、専門学校や大学進学への環境を整え確実な社会自立を支援します。また、本格的に里親制度の推進を図り、里親研修、里親子支援を行います。

保育園では、働く保護者の家庭支援として子どもの福祉を第一にして、安心して利用できるように努めていきます。

1. 第5期新5カ年計画の推進

今年度は、児童養護施設、里親支援センター「ともがき」、オリーブ保育園、の第5期5カ年計画の3年目として目標の達成に努力しながら進めていきます

5カ年計画の目標達成を図るために「プロジェクト21推進委員会」を、理事長を推進委員長とし、副理事長（財務担当理事 FD:Financial Director）、児童養護施設園長、副園長、統括主任、主任、副主任、オリーブ保育園園長、副園長、里親支援センター“ともがき”副センター長、その他必要に応じた職員により構成され、計画の遂行、評価、課題等の検討やマネジメントを合議によって推進して行きます。

また、オリーブ保育園のプロジェクト21推進委員会は、理事長、副理事長（財務担当理事；FD）、園長、副園長・主任、その他必要に応じた職員を加えて行われ、それぞれの基本目標を着実に達成して行きます。

さらに、令和6年4月から第2種社会福祉事業に位置付けられた里親支援センター「ともがき」並びにフォスタリング事業は、理事長、副理事長（財務担当理事；FD）、センター職員全員参加により「プロジェクト21推進委員会」を運営して行きます
各事業の5カ年計画の推進は、今年度は下記の事を重点的に取り組みます。

(1) 改築・新建の取り組み

- ①子ども部屋の全室個別化の改築目標は昨年度に達成しました。今年度は措置児童の課題、年齢等を考慮した安全で快適な個室運用に取り組んでいきます。
- ②昨年度、隣地の購入ができたことから、当初計画していた里親支援センター“ともがき”の事務所の建設地を変更し、隣地に建築することが理事会で承認されたので、新たな取り組みとして推進して行きます。この新しい建物は令和10（2029）年度に使用を開始する計画です。なお、鳩の家、のぞみの家の新築、児童自立訓練等多目的施設、職員用図書室兼会議室等の新築計画は変更し、第6期5カ年計画の事業とします。

(2) 地域福祉事業として子ども子育て研究所の本格的実施を行います。

- ①相談事業“ぽると”の発展と地域に活用される事業として取り組んでいきます。
- ②地域子育て支援事業として、「囲碁、将棋倶楽部」、「ポニー乗馬と小動物ふれあい」、「子どもアニメ上映会」などを今年も企画して行きます。

(3) 職員処遇の改善のとりくみ

- ①年間を通してホームの職員の配置人数に対する子どもの支援人数の差による不公平感を手当で是正、運転者手当、元旦出勤手当を引き続き行い、さらに、ホーム宿泊手当、住宅手当の改善を行います。
- ②子どもの支援における職員の体制を、複数人による支援を日常的に行えるように取り組みます。
- ③子育て中の職員の勤務を子どもの年齢に応じた勤務に見直します。
- ④お盆、正月における休日を計画的に取得できるように進めていきます。

(4) 園長のリーダーシップの下に行われている「部門長会議」を充実し、リーダーグループによるチームワークにより日常の子どもたちを取り巻く様々な課題や、子どもの支

援における職員のストレス軽減などを迅速に対応ができるように取り組んでいきます。

2. 第5期5カ年計画プロジェクト21の基本目標

[児童養護施設 東京育成園・第5期5カ年計画基本目標]

- I 基本理念に基づく事業展開の推進
- II 子どもたちが安心・安全に暮らせる生活環境の向上
- III 子どもの持つ課題軽減への支援
- IV 子どもたちの学力・得意分野を伸ばす取り組み
- V 「利用型施設」の推進とアフターケアの充実
- VI 里親制度の推進（フォスターホームサポートセンター「ともがき」の運営）
- VII 施設の設備機能強化の推進
- VIII 職員の専門性の向上
- IX 職員福利厚生への向上
- X 経営安定化の継続と向上
- XI 地域の子ども家庭福祉支援の取り組み
- XII 海外子ども福祉の支援

（資料：第5期プロジェクト21（東京育成園）ダイジェスト版参照）

I 基本理念に基づく事業展開の推進

“子ども中心主義”の理念とその具現化の3原則を基に、理念の具体化である新5カ年計画の実行に努め、また、全職員が理念の理解に努めます。さらに、5カ年計画を推進するために、5カ年計画プロジェクト会議を開催します。

また、職員増員に伴う新たな課題、一部子どもの重篤な課題を持つ支援における職員の心理的負担、ホーム運営、各部門の課題、年間行事の検討など日々の課題を話し合うために、「各部門長会議」を令和6年度から開催され、今年度も現場の様々なニーズの対応に取り組んでいきます。

II 子どもたちが安心・安全に暮らせる生活環境の向上

(1) 子どもの生活空間の最適化の取り組み

①子どもたちのプライバシーを守る個室化の取り組み

子どもたちの生活環境改善として、昨年度（2025年度）に計画通り全室個室化が行われました。年齢、男女の構成によって子どもの新規受け入れが困難な時がありましたが、その課題を緩和し子ども達が安全で快適な生活とプライバシーが守られるように取り組んでいきます。

②ホームの設備等の必要に即応し適切な環境を維持する

ホーム運営上に必要な設備の設置や壊れた所の迅速な修理を行い、生活環境の利便性の向上と快適生活の常態化を進めます。

(2) 子どもの生活集団の小規模化と安心できる生活

①子どもの定員を園内ホーム6人、グループホーム4人で、ゆとりのある生活を推進します。

②日々、職員の複数配置による安心できるホーム生活の運営に努めます

(3) 安全で清潔な生活環境の推進

①主任・副主任によるホームチェックを定期的に行い、子ども生活環境が安全安心、清潔が保たれるように努めます。

②食生活部門によるキッチンチェックを定期的に行い、食育指導、キッチン周りの安全、整理整頓、清潔の保持、食卓環境の指導を行い食の大切さを伝えて行きます。

(4) 子どもの健康維持のための「保健医療部門」の推進

2022年度4月より「保健医療部門」を新設し看護師を配置したことにより、子どもの健康維持を始め職員の医学知識の支援に大きな効果が見られます。さらなる医療保健の充実のために取り組んでいきます。

III 子どもの持つ課題軽減への支援

(1) ケアワークによる支援

過去の体験によるトラウマ、愛着障害、発達課題、心理的課題などに対して安心、安定した日常生活の提供を基本として、個々の子どもたちの課題に対応します。

(2) ケースワークによる支援

家族問題を含めて、各子どもの措置理由の原因をアセスメントし計画的に課題の軽減を図ります。

(3) 子どもの心理的課題軽減の取り組み。

心理治療部門の活動を充実するために常勤4人体制と数人の非常勤体制にし、心理的治療の必要とする子どもの増加に対応していきます。さらに、児童養護施設だけでなく里親支援センター“ともがき”が支援する里子の支援も行い、心理の専門性を活用し、子どもが内包する心的課題を理解し支援して行きます。

(4) 園外の専門機能活用と連携

子どもの課題に解決に向けて、積極的に園外の専門機関を活用します。

IV 子どもたちの学力・得意分野を伸ばす取り組み

(1) 学力向上を図るために園内塾と園外塾の活用

子どもたちの個々の能力や教育進度に応じて、①園内そろばん塾、②園内科目別の個人塾、③園外各種塾を活用して、学力向上、回復に努めます。さらに、今年度は講師を増やし多くの子ども達が参加できるように取り組みます。

(2) 子どもの個性、得意を伸ばす支援の充実

子どもたちの興味に応じて個性を伸ばす一環として、園内のピアノ教室、書道教室、生け花、茶道、ダンス、囲碁等の習いを支援します。また園外のボーイスカウトをはじめ、各種の活動参加を支援します。

(3) 大学、専門学校等への進学奨励

①進学の支援と奨学金制度の充実

子どもたちの将来を拓く一つとして積極的に専門学校、大学等への進学を支援する。また、進学の資金についても園内の奨学金制度をはじめ園外の各種奨学金制度の情報提供と活用を支援して行きます。

②進学継続支援

子どもたちの可能性と希望を叶えるために、日本学生支援機構、世田谷区奨学金、西脇基金、アザレア基金など外部の様々な奨学金の他、当園独自として松島奨学金、大久保奨学金と藤田奨学金による大学進学等への支援制度が整備されております。それらの活用を積極的に行います。

また、学業維持のために最低3ヶ月に一度、または必要に応じて園に来たり訪ねたりして学びの継続を支援して行きます。

今年度は、9名の学生を支援していきます。

V 「利用型施設」の推進とアフターケアの充実

(1) 児童在籍短期化と家庭復帰の推進

子どもは誰でも、優しい父母に愛されて一緒に暮らしたいと願っています。児童養護施設ではそれらの願いが叶わないことから、子どもたちは親から離れて施設で生活をせざるを得ない状況にあります。当園は、子どもたちの願いに沿って支援を行います。親や家族と再び共に暮らしたいという、子どもたちのアドヴォケイト（本当の願い）に応じて、家族の再統合への支援を進めて行きます。

子どもたちの在園期間を平均3年と目標を定めています。この実現のために、子どもと家族の再統合に重点をおいています。ケースワーク推進部門は、子どもと家族の再統合や子どもとの家族関係の再構築支援のための、さらなる専門性の向上の取り組みを行います。

(2) 退園児の安定した生活の支援

①就職した児童の支援

就職先の安定した定着のために、常に状況確認と適時必要な支援を行い、当園の行事等へ参加を促し支援を行います。

②進学後の学校継続支援体制の充実

専門学校、大学等への進学後の学びが順調に進み卒業に至るために、アフターケアとして最低2か月に一度は園において状況を確認し必要を支援します。

また、園内で後輩児童の学習ボランティアや生活ボランティア活動を行う事を勧め社会の一員としての自覚を育成するとともに、大学生活の状況を把握します。

③家庭復帰児童

ファミリーソーシャルワーカーやアフターケア職員、また、元担当職員によって退園した児童とその家族の状況を常に把握し、子ども家族の課題に対して、児童相談所をはじめ各機関と連携して解決を図ります。

④里親委託児童

里親家庭に委託された支援として、里親支援センター「ともがき」の職員が中心に、児童相談所をはじめ各機関と連携して解決を図ります。

VI 里親制度の推進

(1) 第2種社会福祉事業になる里親制度の推進

2020年（令和2年）4月1日から世田谷区の委託事業として、①リクルート事業、②トレーニング事業が行われて来たフォスターホームサポートセンター「ともがき」は、令和4年に包括支援の事業受託を希望してプロポーザルを受け、令和5年4月に、③マッチング事業、④養育支援事業を加えた里親養育包括支援事業受託となり進めて来ました。2024年（令和6年）4月に里親支援事業が第2種社会福祉事業として法的に位置付けられたことにより1年間の行政の準備期間を経て、2025（令和7）年4月1日から世田谷区の認可を受け、センターの名称を「里親支援センター“ともがき”」に変更して運営することにしました。主な事業内容は、①リクルート事業、②トレーニング事業、③マッチング事業、④養育支援事業、⑤里子自立支援です。なお、フォスタリング事業（養子縁組包括支援事業）は、公益事業として世田谷区からの受託事業として継続実施します。

本事業は、児童養護施設の支援対象と同じ要保護児童であるため、当園児童養護施設が積み重ねて来た援助技術、組織、機能、設備等を活用するとともに、常に相互に連携して運営を行って行きます。なお詳しい事業計画は後述する里親支援センター“ともがき”の“のところを参照して下さい。

VII 施設の設備機能強化の推進

(1) 設備等の近代化の取り組み

IT、AI、パソコンなどの機器を積極的に導入し、効率的で確実な業務の展開を行います。

(2) 里親支援センター“ともがき”の新事務棟建設

里親支援センター“ともがき”が第二種社会福祉事業と法的に位置づけられ本格的な活動が期待されることや、現在の狭く古い児童寮舎を改造した事務所では職員増員に伴い手狭になっていること、さらに設備、機能の近代化が必要なことから、令和7年に購入した隣地に新しく事務所の建設を行います。

VIII 職員の専門性の向上

(1) 社会福祉事業の本質である”福祉のこころ“を全職員の基本として取り組みます。

東京育成園職員として、慈愛、尊厳、人権を尊重することを基本とします。

(2) ケアワーク、ケースワークの専門性の推進

職員は常に新しい知識、技術の学びに取り組み、常に成長していく姿勢を大切にします。

(3) 東京育成園運営ハンドブックによる業務基準の設定

当園の働き規範とである「東京育成園運営ハンドブック」を熟知し、当園の子ども支援リテラシーを身に付けて行きます。

(4) 組織的支援体制の確立

当園の子ども支援は、常にチームワークを基本として行い相互の力を補完しながら行います。各ホームの課題はホーム職員のチームで解決を図り、越える課題に対しては、リーダー層による支援が行なわれます。また、必要に応じて各専門部門の支援も行い、園全体の各種の専門の活用を行って行きます。

(5) キャリアアップ部門により職員の専門性向上を支援

各職員の専門性の向上の支援として、職員個々人の各年度のキャリアシート作成、園内研修の開催、園外の研修情報を提供し積極的な研修参加を促していきます。

(6) オン・ザ・ジョブ・トレーニング

先輩職員からの学びは日々行われるものであるため、互いに尊重し優しく教え謙遜に学ぶことに努めます。その他に次のようなカリキュラムを、キャリアアップ部門の主催により行います。

- ① 新任職員への援助技術実践演習
- ② 中堅職員への援助技術実践演習
- ③ ホーム長へのホーム運営の実践演習
- ④ 子ども家族再統合におけるファミリーソーシャルワーカーとの連携
- ⑤ 調理部門により料理教室、実習
- ⑥ 心理部門によるコンサルテーション

(7) オフ・ザ・ジョブ・トレーニング

各職員は年間 2 回の園外研修に参加することが出来るが、そのために、園外で開催されている研修の情報を提供し、また、職員のニーズに合った研修のマッチングを行い有意義な学びを支援します。

(8) 資格取得の援助

社会福祉士及び子ども家庭ソーシャルワーカー等の資格取得の奨励、また、大学院等での学びについても支援します。

(9) 研究活動の推進

ワークショップ (workshop:小研究会) 活動は、2011 年度 4 月に、それまでの「児童養護に関する検討会」を発展的に解消して立ち上げたものです。児童養護実践における身近な問題や課題を研究テーマとして採用し、この活動を継続して行きます。

日々子どもたちを支援して行く中で起きる身近な課題や問題を、また、支援のあり方、新しい考え方などについて職員自ら考え研究して行くことを重視した活動です。ケースワーカーだけでなく園内の各専門職員も研究仲間となり相互の考えを交えてまとめています。3 年ごとに研究成果をまとめたり、あるいは中間点までをまとめたりして、園内で

互いの研究成果を発表し意見交換を行い、また、日本児童養護学会等で発表し園外からの意見を交換したりして行き、これらを紀要にまとめて発表して行きます。第5期の活動は2023年4月から始まり、昨年度（2025年度）で研究のまとめを行い、紀要第5号を今年度に発行します、また、第6期は今年度（2026年度）の4月に新たな研究テーマと研究グループを編成し活動を開始します。

（10）将来性のある人材確保

将来性のある新職員を採用するために、東京育成園やオリーブ保育園で実習した学生の中で、優秀な学生を有給のインターン生として採用し、人材確保につなげて行きます。この取り組みは大きな成果を上げており、確実に優秀な職員採用が実現しています。また、先に述べた働く環境改善の様々な取り組みの果実としてインターン生からも評価されており、当園の職員採用者の応募者はインターン生が殆どである。また、職員の定着率も高く、ここ数年間は退職者が少なく安定した業務が行えております。今年度も来年度の優秀な職員採用に努めて行きます。

IX 職員福利厚生の上

（1）職員処遇の改善の努力

子ども中心主義の第2原則に位置づけられている職員処遇向上の取り組みは大切な事として、常に、プロジェクト21推進委員では職員の福利厚生について考え検討し多くの課題を克服してきました。さらに、働く環境の進化を目指して推進して行きます。

（2）週休2日制の安定した継続

週休2日制度は、2016（平成28）年度から導入されました。長年小舎制の体制では職員の不足で実現不可能でしたが、職員の増員が図られたことと勤務体制の工夫により実現する事が出来ました。今後も安定して継続できるようにします。

（3）有給休暇の見直しと長期休暇制度の推進

第5期5ヶ年計画の新たな取り組みとして、職員の年間の有給休暇数を見直し、休暇日数の増加と既に実施されている連続7日間休暇制度も見直して、職員が有意義にリフレッシュできる機会の創造に取り組みます。

（4）超過勤務の更なる軽減化の定着

2018（平成30）年度に職員による「超過勤務削減の研究」に基づき、夏行事や年度末の子ども支援計画や総括作成の繁忙期以外、日常勤務の超過勤務削減を大きく改善する事が出来ました。また、さまざまな不測の事態が生じても予定の勤務が不規則に変更することない体制が確立されましたが、さらにこの取り組みが安定して維持できるように努め、職員のワークライフバランスを図り職員の心身の健康が守れるように努めます。

（5）産休・育休後の復職支援

第2期5ヶ年計画で、産体育休制度を実現する事が出来、当園独自の「常勤的・非常勤制度」の創設で安定した育児と仕事の両立が図れるようになりました。この制度は、常勤の保障を行い、働き方は、20時間から40時間の間で、子育てを優先して働く時間を申告して行うものです。また、男性職員の育児休業取得も推進しています。これらの

取り組みにより結婚、出産、育児を理由で辞める職員は殆どなくなりました。こうした工夫は今後も進めていきます。

(6) 各種手当の新設と改善

業務を遂行して際に様々な特別な業務が必要となります。可能な限りそれらの業務に手当で保証して行きます。来年度は、ホームの職員の配置人数に対する子どもの支援人数の不公平感を手当による是正、運転者手当、元旦出勤手当を引き続き行い、さらに、ホーム宿泊手当、住宅手当の改善を行います。

X 経営安定化の継続と向上

(1) 経営安定化への努力

第1期5か年計画の取り組みにより、長年の赤字経営を解消し黒字経営への転換を成し遂げることが出来ました。今後も、無駄な経費の削減や効率的職員配置などの努力を行い、さらに、2004（平成16）年度から行われた措置費制度の改革に沿って、さまざまな取り組む施設に加算措置が行われる制度を積極的に取り組み、措置費の増収を図って来たことを、今後も継続して行きます。

(2) 寄付金等の援助増進への取り組み

民間施設の最大の収入源は、公的資金を除くと寄付金となります。今後も企業や個人の篤志家に働きかけて、協力を求め経営の安定化を図って行きます。

(3) 福祉サービス第三者評価の受審-*

当法人の運営内容を、福祉サービス第三者評価機関の評価を活用してサービス向上を促進します。2025年度も、「児童養護施設東京育成園、里親支援センター」ともがき「及びオリーブ保育園ともに、福祉サービス第三者評価を受審します。

(4) 法人監事監査、内部経理監査の実施

法人の健全な運営を目的として、法人監事監査を実施します。時期は5月の決算理事会開催前とし、「監事監査重点5項目指針」にしたがい①理事の業務執行状況等、②不動産等資産の状況等、③事業計画の執行状況等、④決算報告書等による会計経理の状況等について実施します。

(5) 情報の開示による信頼性の推進

地域住民や一般市民に積極的に情報を開示し事業の透明性を図るために、当園の定款、法人現況報告、事業報告書・決算書、東京都が指定する「福祉サービス第三者評価を活用したサービス改善計画・実施状況」並びに「財務情報」を、ホームページに掲載し、本園本館ロビー及びオリーブ保育園ロビー等でも閲覧できるようにします。また、必要に応じて利用者等関係者に配布します。

XI 地域の児童家庭福祉支援の取り組み

(1) 地域の社会福祉資源としての施設機能推進

当園の事業は、地域住民に期待される有用な社会福祉資源として活用されることが大切です。このために、当園の事業で蓄積されてきた児童福祉の専門性やこども・子育て

支援の技術、社会福祉の制度の知識等の提供を、地域住民のために有効活用を行う事を企画します。さらに、当法人の施設等を可能な限り地域の人々の活動に解放し、地域の福祉文化創造に寄与していきます。

(2)「東育こども子育て研究所」の発展

① 相談事業“ぽると”の充実

2017（平成 29）年度 4 月から「子ども・子育て研究所」を事業展開していましたが、昨年度から新たに相談事業“ぽると”（扉：フランス語）を開設いたしました。

“ぽると”とは、子育て・発達・学校生活・家庭内の悩みなど、幅広い困りごとを早期に受け止め、必要に応じて専門支援や関係機関へつなぐ相談拠点として機能することを目的としています。引き続き、地域交流事業（囲碁クラブ・ポニー乗馬会など）の実施や、地域の小中学校・幼稚園・保育園・上馬まちづくりセンターへのパンフレット配布など、広報活動に取り組みます。

② 子どものためのイベントの開催

定期開催とスポット開催を組み合わせ、当園のグラウンドや聖堂を活用した各種イベントを企画・実施し、子育て世帯や地域とのつながりを深める以下の取り組みを進めていきます。（カッコ内は実施予定時期）

- ・囲碁クラブ（毎月）
- ・カードゲーム塾（隔月）
- ・アニメ上映会（5月）
- ・ふれあいガーデン（ポニー、小動物ふれあい・軽食・フラワーアレンジ 11月）

③ 当園設備（聖堂等）の貸し出し

地域住民および地域団体に対して当園の聖堂ホールや会議室を貸し出し、地域活動の拠点として活用していただけるよう、引き続き取り組んでいきます。

XII 海外子ども福祉の支援

(1) 海外児童の教育支援

全職員の寄付により長年続けている、NPO 法人チャイルド・ファンド・ジャパンが行っているフィリピンの経済的に恵まれない子供たちの教育支援を今年も行います。現在、2 人の子どもの支援が行われており継続して行きます。

(2) 海外児童養護施設との異文化交流

2015（平成 27）年度から一般社団法人クロスボーダー・ウイングが主催し当園が協力している韓国の児童養護施設「アンヤンの家」の子どもたちとの交流が行われてきました。2019（令和 1）年度から、韓国の児童養護施設「セトゥルウォン」、2025（令和 7）年度から、「スウォン」が加わりました。日本も当園だけでなく福岡の「大村子供の家」、名古屋の「八楽児童寮」の子どもたちも参加することになり、ベトナムやカンボジアで異国の文化を学び、日韓児童養護施設の子ども達が交流を持つことが出来ました。

【里親支援センターともがき 5カ年計画基本目標】

I 基本理念の具現化と推進

- II 普及促進・リクルートの推進
- III 研修・トレーニングの推進
- IV マッチング支援の推進
- V 里親子養育支援の推進
- VI 里親委託児童自立支援の推進
- VII 地域福祉の推進
- VIII 組織・運営の向上を図る各種会議、研究会
- IX 職員の専門性の向上
- X 職員福利厚生性の向上
- XI 経営安定化の継続と向上

I. 基本理念の具現化と推進

児童養護施設 東京育成園の5か年計画における事業展開と推進に合わせ、センターとしての理念「こどもがえがく未来のために—里親とともに今をつむぐ」に基づいた子どもと里親養育支援の具現化のため、子ども、里親、関係機関と友垣を結び、子どもが生活しやすい環境（家庭、地域、制度）づくりのためのソーシャルワーク実践に努めます。

新たな制度であり、全国的にも事例の少ない取り組みであるため、当センターの実践を体系化し、世田谷モデルとして確立していくことを目指します。

II. 普及促進・リクルート

里親制度の理解を促進し、里親子が生活しやすい地域社会を作るとともに、里親のなり手を確保し、子どもたちの養護ニーズに応える体制整備を支援します。

1. 【獲得施策 | インテーク面接まで】効果的な里親リクルート手法の確立

- (1) 問い合わせに至る導線を確立するため、ボトルネックの明確化と解消を行います。
- (2) 認知拡大を目指した効果的な施策の検討、実施のために、オンライン（SNS、WEB広告、サイト運営等）、オフライン（生活導線上へのチラシやポスター掲出、催事出展等）を行います。
- (3) 問合せ獲得を目指した効果的な施策の検討、実施
 - ①ホームページ「SETA-OYA」について、問い合わせ数の増加に繋がるための効果的な動線・潜在里親の知りたい情報を精査し、改訂します。
 - ②潜在里親のニーズに合わせ、里親登録への意向を向上させる企画の運営を行います。
- (4) 里親希望者が登録要件に満たない要因を分析し、柔軟な制度運用を自治体に求め、多様な里親登録のあり方を推進します。

2. 【獲得施策 | インテーク面接～登録まで】登録への過程で「里親」としての意識を醸成

- (1) “子どものニーズに応えられる里親”としての意識を醸成するインテーク面接手法を確立します。面接を通し、里親希望者と、養育上の長所や短所まで話し合える関係性を構築します。

(2) 里親希望者が里親にならない選択をした場合でも、里親登録を検討したことに価値を見出せるよう、ストレングスアプローチに基づいた働きかけを行います。

3. 【地域づくり施策】官民・民民連携による「里親子フレンドリーシティ」を目指した取り組みの推進

(1) 里親制度の理解促進に向け、区民、行政窓口や医療機関等の里親子が利用する施設、子育て関係機関等の制度理解を促進するため様々な新規事業を企画提案します。また、「里親の子育て」に協力的な団体が増えることを目指した出張講座を実施します。

(2) 地域企業・団体との連携

里親制度の推進のための協力団体を開拓します。開拓先の企業団体からの更なる広がりを目指し、積極的なアプローチを行います。企業の持つリソースを継続的に里親子に対して還元できる仕組みを整えることで、豊かな生活の保証や更なる地域の活性化を目指します。企業の力を活用し、全国展開できる企画の考案にも取り組みます。

(3) 世田谷区との連携強化

官民相互の特性や資源（人・モノ・情報等）を活用し、社会的養護のもとで暮らす子どもを取り巻く地域・社会課題の解決に取り組みます。

4. 【獲得施策+フレンドリーシティ施策】里親との協働と地域社会へのアプローチ

(1) 里親と協働し、制度の普及促進施策を実行します。里親子の社会との摩擦を把握し、課題解消のためのソーシャルアクションを実行し、里親子がより暮らしやすい地域づくりを行います。

(2) 一時保護や乳幼児短期緊急里親など、子どもの養護ニーズに応えられる里親を開拓するためのリクルート施策を実施します。

5. 登録更新の機会を通じた里親のモチベーション向上

各家庭の状況とニーズに応じた里親としてのあり方（長期委託、短期委託など）を提案し、登録継続を支援します。

III. 研修・トレーニングの推進

里親が子どもの養育を安定して継続させ、子どもの安心を支えることができるよう、里親の知識と技術習得を計画的に支えるとともに、里親自身の自己覚知を促し養育の質を向上できるような質の高い研修の確立を目指します。

1. さまざまな子どものニーズへの対応を目指した、里親の養育力の更なる向上

(1) 里親に求められる養育力の確立

里親養育において必要な学びをまとめた「里親養育にとって大切なこと」を用い、養育力の獲得に向けた体系的な研修プログラムを策定します。

(2) 質の高い研修の提供

①里親が「自ら気づくことのできる」よう、アクティブラーニングの手法を取り入れた研修内容を考案します。

②研修の環境向上に向けた取り組みを行います。

(3) 子どものニーズに対応した研修企画

一時保護委託など、通常の養育委託と異なる預かりに対応できる知識やスキルを身につけられるような研修を企画、実施します。

(4) 里親家庭に応じたトレーニング事業の企画提案

里親家庭のニーズに合わせ、子どもと関わる経験の提供や他機関の研修等の紹介、ともがきライブラリーの活用を行います。また、ニーズに合わせたプログラムを開発します。

2. 里親自身の自己覚知を深める機会の提供

(1) 自身の価値観や養育を振り返る機会の導入

研修や面接を通して里親が自己の価値観に関する自己覚知を行う方法について、ツールの開発も含めて検討し、実践します。

3. 里親家庭に対する個別的な支援の実施

(1) 個別支援（研修）計画に基づいた各家庭の状況に応じた支援の実施

①未委託家庭に対し、訪問を経て個別支援（研修）計画を作成し、家庭の状況に合わせた研修を提案します。訪問にあたっては、養育における各家庭の長所や短所まで話し合える関係性を構築し、里親が子どものニーズに対応できるよう更なる養育力の向上を目指します。

IV. マッチング支援の推進

里親委託を必要とする子ども達が、そのニーズを充足する里親家庭とマッチングができるよう、児童相談所におけるマッチングの体制確立を支援します。

1. 子どもの安定した生活継続を目指した最適な里親とのマッチング支援の確立

(1) 子ども、里親それぞれに対するアセスメントの視点を整理し、各子ども・家庭の見立てを児童相談所と共有できる体制を整えます。

(2) 委託候補児童の意向をマッチングに組み入れることができるよう、子どもと直接面接を行える仕組みを検討し、児童相談所と調整します。

2. 里親と子どもが安心して生活を開始するための交流支援の確立

(1) 委託児童との生活開始に向けた里親へのアプローチ

子どもとの生活で生じる里親家族全体への影響を里親とともに検討します。里親の葛藤や不安を受け止め、委託児童が家庭に加わるプロセスを支えます。

(2) 里親家庭での生活開始に向けた子どもへのアプローチ

子どもが里親家庭のイメージを持てるよう、里親家庭の情報（写真なども含む）を整理した冊子を作成します。

(3) 交流支援ソーシャルワークの方法論の確立

①交流支援計画を策定し、委託後を見据えた計画的な支援を行います。

②交流支援にあたり、子どもの在籍施設との連携による交流支援体制を構築するほか、交流振り返りシートや事故防止チェックシート等を作成・活用します。

(4) マッチング、交流支援に対する振り返り

マッチング、交流支援後に、プロセスの分析を行い、よりよいあり方を検討します。

3. マッチングにおける児童相談所との協働体制の構築

(1) 児童相談所とのマッチング会議において、根拠に基づいた議論が行える体制を整え、委託後の養育支援に関しても検討できる会議の進行体制を確立します。併せて、子ども担当児童福祉司から子どもに関する情報収集を行う体制を構築し、今後の子どもの変化に対する見立てを行えるよう、協働します。

V. 里親子養育支援の推進

里親子の安定的な生活を支えるため、法人児童養護施設で培ったノウハウを十分に発揮し、民間ならではの柔軟な支援を展開します。

1. 里親子が安心・安全に暮らすための環境と支援の向上

(1) チーム養育体制を強化し、里親、児童相談所、里親支援専門相談員との協働による、各機関の強みを活かした支援体制を確立します。

(2) 良好な里親子関係のサポートのために、里親と関係機関とで、子どもの状態像（アセスメント）を共有するためのツールを作成し、子どもの理解を促進し一貫した支援ができる仕組みをつくります。

(3) レスパイトケアの有効的活用

①里親子の生活安定のために、希望時のみに限らず、生活状況やケースワークの見通しを鑑みながら Do 計画に基づいたレスパイトを提案・実施します。

②短期受け入れを希望する里親や、経験の浅い里親を中心に、レスパイト受け入れが可能な里親の開拓を目指します。また、利用時には顔合わせから実施後の振り返りまで丁寧に、受け入れ側の里親としての成長をサポートします。

(4) 里親子の「別れ」に対するグリーフケア

①家庭復帰や自立の場合、委託解除までの見通しを立てながら、里親子に対し段階的に振り返りを実施し、別れの感情等の整理を行います。

②関係不調による委託先変更があった際には、里親養育の課題整理と、強みの発掘を目的とした振り返りの面接を設けます。

(5) 養子縁組成立後の家庭への支援

①養親や子どもへの定期的・継続的な連絡、サロンでの繋がり等により関係性の維持を図ります。児童相談所の措置が終了した後も、養親や子どもの意思で繋がり、相談援助を行うことができる支援機関として機能します。

②相談援助においては、地域の子育て支援機関とのネットワーク構築を行い、養子縁組成立後家庭が障壁無く地域サービスを利用できる体制を作ります。

2 施設のノウハウを活かしたフォスタリングソーシャルワークの手法の確立

(1) 見通しをもった支援の確立のため、自立支援計画、Do 計画を活用します。

(2) 親子関係再構築支援の確立

①実親等交流支援が必要な児童に対し、施設機能を活用した面会交流の調整や立ち合い等への支援、実親等交流に伴う里親の複雑な気持ちへの支援を行います。

②里親委託児童の親子関係再構築（家庭復帰）支援に積極的に関わり、ファミリーソーシャルワーカーの配置を目指します。

(3) 一時保護委託に対する支援の確立

①緊急性が高く情報不足な状況下においても里親子が安心して生活を開始・継続できるよう、委託前後に集中的な支援を実施します。

②区の乳幼児短期緊急里親事業への支援として、乳幼児を安心・安全に里親が受け入れられるよう、地域の子育て支援機関等と連携した支援ネットワークを構築します。

3. 里親家庭で生活する全ての子どもへの取り組み

(1) 委託児童、養子、実子など、里親家庭で生活するすべての子どもを支援の対象とし、それぞれに対しサロンや面接・訪問を計画的に行います。

4. 里親子に対する心理支援の確立

(1) 里親家庭を対象とした心理支援のあり方を検討し、児童相談所との役割を整理したうえで心理支援を実施し、心理療法担当職員の配置を目指します。

5. 法人施設の活用拡大に向けた取り組み

法人施設の子ども向け園内学習塾やそろばん塾を活用し、学習機会を提供するとともに学力の向上・回復に努めます。また、法人施設の行事等への参加を促し、共働き家庭の負担軽減や子どもの体験機会の充実を図ります。

6. 養育家庭、養子縁組家庭の相互交流会の活性化

以下のサロン運営を通し、里親・子どもそれぞれの相互交流を促進します。

(1) 養育家庭サロン「日だまりサロン」

東京養育家庭の会日だまり支部と連携して実施します。

(2) 養子縁組家庭サロン「せたがやほっとくらす」

養子縁組家庭にとっての繋がり・居場所としての機能の確立を目指し、養子縁組家庭が主体的にサロン運営を行える体制を作ります。

(3) 子ども向けサロン／フォスタリング独自のサロン「ともがきサロン」

子どもが主体的に過ごし、繋がりを得る環境作りを行います。また、子どものニーズに応じた相互交流の企画運営を行います。「子ども交流会」、「養子向けサロン」、「実子向けサロン」等。

VI. 里親委託児童自立支援の推進

里親家庭から自立する子ども達に対し、一人ひとりが主体的に社会生活を送ることができるよう、自立の準備段階から自立後10年間を目安に支援します。

1. 法人内児童養護施設の活用と、自立に向けた関係構築を重視したリービングケアの取り組み

(1) 法人児童養護施設のプログラムへの参加、活用

「児童養護施設東京育成園」の中高生プログラム、「自立訓練」を里親家庭の委託児童に対し実施し、里親家庭版「自立訓練プログラム」の内容や体制を確立します。

(2) 子どもとの関係構築を重視したリービングケア

計画的な面接や訪問により、子どもと共に自立を目指す関係性を構築し、自立に向けたライフストーリーワークや自立に伴う親族関係の情報整理や、手続き上生じる変化や必要事項などを、児童相談所や里親と連携し整理を行います。

2. 里親家庭を対象とした自立プログラムの実施

(1) 中学生・高校生プログラム

- ①年間を通して複数回プログラムを実施し、継続的に当事者同士・支援者（ともがき職員）が顔を合わせ、関係構築する機会を創り出します。
- ②定期的な面接や家庭訪問による個々の状況に応じた支援を通して、児童・里親との関係構築を図ります。
- ③外部の自立に関するプログラムの情報提供、同行支援を行います。

3. 自立後の支援のあり方（方法論）の確立：アフターケア

- (1) 定期的な面接や訪問を通じ、生活の継続支援を行います。
- (2) 居住支援（シェアハウス）、自立生活援助事業の活用
世田谷区と連携し、対象者が適切な支援に繋がれるよう情報提供、手続きの支援を継続します。
- (3) 経済的支援のため、奨学金・給付金に関するマネジメントを行います。
- (4) 里親、子どもと“自立した状態像”の共通認識をもてるよう、自立に向けた道筋、取り組みを可視化するツール開発をします。

VII.地域福祉の推進

里親が地域の子どもたちの社会資源として活躍できるよう、里親制度を活用した地域の子ども支援体制の創造を目指します。

1. ショートステイ協力家庭制度、乳幼児短期緊急里親制度の体制整備

VIII. 組織・運営の向上

1. 組織体制の確立

センター長、主任、副主任、各事業リーダーの役割を整理し、組織としての運営体制を確立します。

2. 職員会議の充実

里親支援センター職員会議の効果的運営のため、目的別の会議を設定します。

IX. 職員の専門性向上

1. 里親支援センターに求められる専門性の確立のため、業務分析を行います。
2. キャリアアップ推進部門と連携し、専門性醸成の育成体系を作成します。

X. 職員福利厚生への向上

XI. 経営安定化の確立、維持（法人の5か年計画参照）

[オリービア保育園・第5期5カ年計画基本目標]

[オリービア保育園・第5期5カ年計画基本目標]

- I 基本理念の具現化の継続
- II 保育理念の具現化
- III 保育内容の活性化と充実
- IV 年間行事の充実と発展
- V 組織、運営の向上を図る各種会議、研究会
- VI 職員の専門性向上
- VII 職員福利厚生の向上
- VIII 経営安定化の確立、維持
- IX 地域福祉文化の推進
- X 保護者との連携

(資料：第5期プロジェクト21（オリービア保育園）ダイジェスト版参照)

I 基本理念の具現化の継続

(東京育成園第5期プロジェクト5カ年計画参照)

II 保育理念の具現化

- (1) 聖書に基づくキリスト教保育を基軸に展開する。

社会福祉法人東京育成園が聖書の教えを基盤としていることから、オリービア保育園は聖書の御ことばに基づき子どもを敬愛し、尊厳、人権を大切にするキリスト教保育の具現化を全ての保育内容の基本とし行います。

III 保育内容の活性化と充実

- (1) 「子どもを中心（主体）とした保育」を軸とする。

1) 子どもの権利を守る保育

保育園は子どもの声を尊重（意向の確認、意思決定のサポート、意見表明）し、子ども一人ひとりが保育園の生活の中で意見を言うことができ、参画し自分たちで毎日を作りだしていく保育を目指さず。

2) 子どもの（本来持っている）力を引き出す保育

基礎的な力として「聞く力・見る力・表現する力・支え合う力」を育むために、個の充実を図り、さらに子どもたち一人ひとりが秩序の中で、遊びを十分に味わい、遊びが広がり、深めていきながら自立と自律を願い保育を進めていく。

①1歳から5歳までの5カ年間の保育は、各年度の保育を軸に従って系統的に積み上げて育てていく保育内容とする。

②障がいなど配慮の必要な園児も保育園生活が充実できるようにインクルーシブな保育を行う。

- ③指導計画、月案、週案は年齢の発達を保障しつつ、一人ひとりの発达到に添った計画を立てる。
- ④音楽あそび・絵画造形あそび・運動あそびを充実する。
- ⑤保育内容の研究と充実を図る。

3) 環境を整える

- ①子どもにとって安心・安全で、かつ長時間過ごす場所として居心地の良い場所であること
- ②子どもが理解でき、使いやすく主体的な活動を助ける環境であること
- ③子どもの活動したいものが十分にあり、選択できる環境と遊び込む時間の保証

IV 年間行事の充実と発展

年間行事の充実と発展を目指す。

(1) 入園式

初めての集団行動となる1歳児のために形式的なセレモニーに拘らず、子どもの状況に合わせた柔軟な対応を行い、アットホームを感じるような入園式を行う。

(2) 園児と保護者が共に行う3大行事の充実

親子の触れ合いを大切にするために親も参加できる行事として、下記の3大行事を企画する。

①夏まつり

様々な企画を通して、異年齢保育の中で子どもたちが協力し合いながら一つのことに取り組み、また保護者も参加することで保護者が子どもと触れあえる機会とする。

②親子プレイデー

10月に行われるこの行事は、運動会とは趣旨を異にするもので、さまざまな競技や遊戯に子どもたちが参加して、親も一緒に子の成長を喜び、共有する時となるように取り組む。

③クリスマス会

キリスト教保育としてクリスマスは大切な行事。子どもたちが演じるクリスマスページェントを通して、親子が聖書の教えに触れる機会として取り組む。

(3) 卒園式

5年間のキリスト教保育の結実として、大きく成長した園児の姿と将来に希望と可能性を抱く姿に喜ぶ時として、親子の心に残る卒園式を企画する。

V 組織、運営の向上を図る各種会議、研究会

(1) 組織的支援体制の確立

園長、副園長、副園長兼主任、副主任、幼児リーダー、クラスリーダーの組織体制を堅固にし、職員相互の連携、連帯を図り効率的な保育運営を行う。

(2) 各種会議の充実

①保育運営の基軸となる職員会議を年間プログラム、指導計画、月、週のプログラム、各行事、各園児の事柄等の話し合いの場として定期的に行い、全職員が情報の共有・学びの共有・保育が充実するための話し合い等の場として活用する。

②保育業務運営を向上させるための管理職会議、リーダー会議、クラス会議の充実を図り、風通しの良い組織作りを確立する。

③勤務体制の検討を継続する。

常に心身ともに健康な状況で働くために、過剰な超過勤務にならない働き方やより良い勤務体制の検討していく。

(3) 研修の充実

保育士の保育技術向上を図るための研修の充実を図る。外部講師を招き、研修及びライブ研修を実施する。

VI 職員の専門性向上

保育業務運営を向上させるための工夫や改善を進め、研修の充実を図る。保育の内容を検討、研究しさらに発展させる。

(1) オン・ザ・ジョブ・トレーニング

- ① 若手、中堅、兼任職員等の保育技術研修を行う。
- ② 保育士がクラス運営についてライブ研修を行う。
- ③ 園内研修、課題別学習会を実施する。

(2) オフ・ザ・ジョブ・トレーニング

- ① 園外研修への積極的な参加、キリスト教保育内容を学ぶための園内研修の計画
- ② 資格取得への援助を行う。

VII 職員福利厚生の上

(1) 長期休暇取得制度の推進

有給休暇取得率を上げるための方法として一年目は5日間・二年目以降は7日間の連続長期休暇制度を導入し、この制度の継続と発展を行う。

(2) 職員増員による業務の軽減化

保育内容の充実、安全の確保のために、常に職員増員の可能性を図る。

(3) 超過勤務の改善と計画どおりの勤務の実施

超過勤務の削減に取り組む。

改正労働基準法に基づく職員のワークライフバランスを図れる勤務体制作りに取り組む。

(4) 職員処遇の改善の努力

職員の処遇改善について、常に取り組む。

保育士一人ひとりが自分の役割を自覚し、役職の働きに応じた給与を支給する。

超過勤務手当をはじめとして諸手当の改定を含めた努力は、限定された条件の中でも可能な限り行う。

(5) 産休・育休後の復職支援

産休・育休・職場復帰と仕事との両立を図ることができるよう、制度の安定的な運用と充実をさらに図る。

(6) 将来性のある人材確保

将来性のある新職員を採用するために、当法人で実習した学生の中で優秀な学生や保育士を目指す意欲のある学生を有給のインターン生として採用し、人材確保につなげて行く。

VIII 経営安定化の継続と維持

(1) 経営努力

園児・保護者から求められる保育運営に努め、安定した園児の在籍を図る。
無駄な経費の削減や効率的職員配置などの工夫を行い、経営安定の継続に努める。

(2) 行政の提案する企画への積極的な取り組み

行政が提案する様々な企画に対して、運営方針に合致するものは積極的に取り組み増収を図る。

IX 地域福祉文化の推進

地域の子育て支援として、また、有用な社会福祉資源として地域住民に当園が期待されるために、児童福祉援助技術の提供など地域の福祉文化創造に寄与していく。

(1) 保育講座等の開催

(2) 各種イベントの開催（ぽっぽサロン）

(3) 里親実習の実施

X 保護者との連携

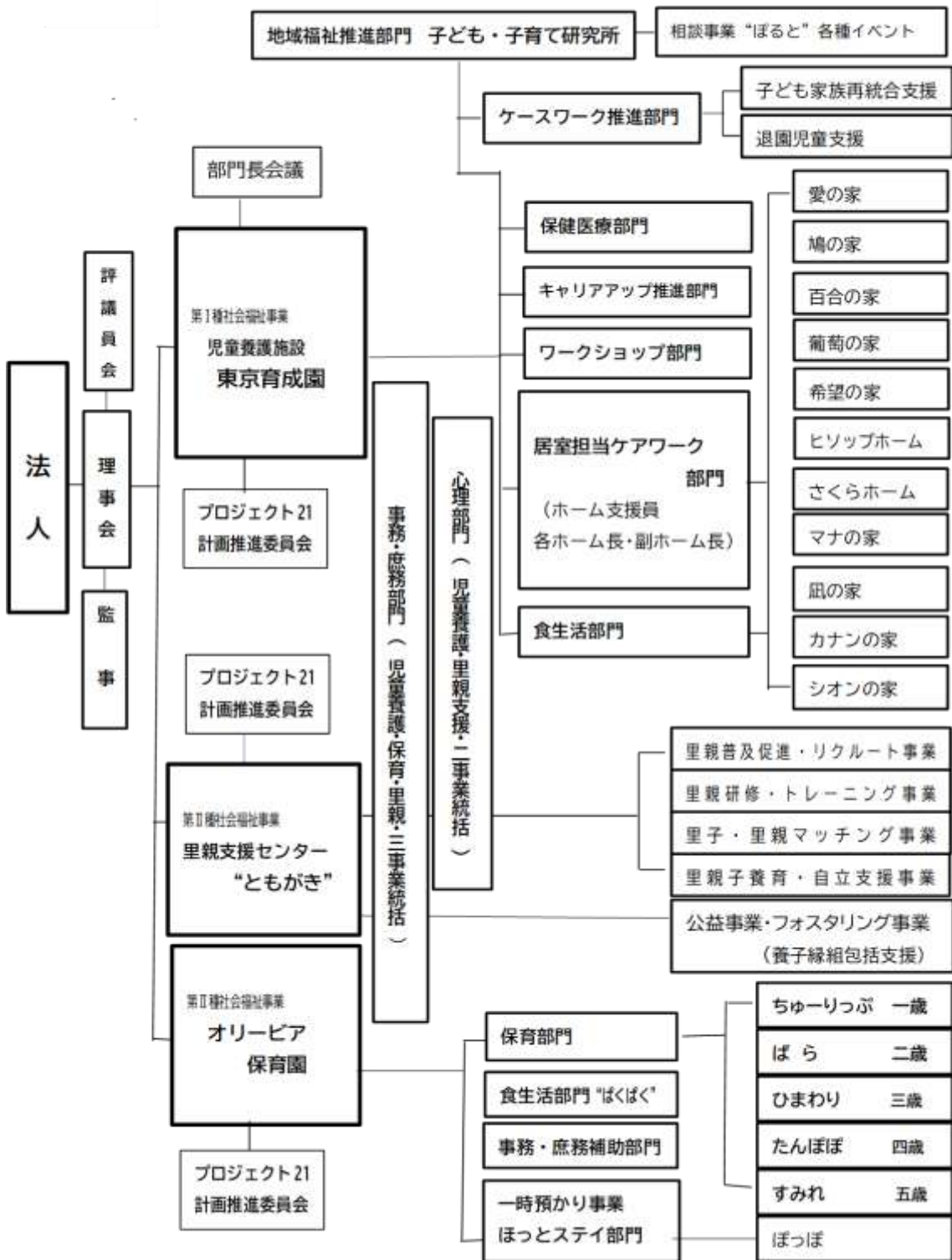
(1) 保護者との相互理解

保護者会、個人面談、日常のコミュニケーション（送迎時）、行事や園だよりなどを活用し、子どもの日々の様子の伝達・収集、オリーブア保育園の保育実践の意図、説明を通して保護者との相互理解を図るよう努める。

(2) 子育て支援

- ① 外部講師を招いての保育に関わる保護者対象の研修会を企画し、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与する。
- ② 子どもの障がいや発達上の課題が見られる場合には、区や関係機関との連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努める。
- ③ 保護者に育児等の不安見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努める。

社会福祉法人東京育成園 組織図



社会福祉法人
東京育成園

2026(令和8)年度
事業計画



児童養護施設 東京育成園

里親支援センター ともがき

オリーブア保育園